

【第2セッション・討議概要】

第2セッション「雇用・年金をめぐる世代間利害調整」は、座長の樋口美雄氏（慶應義塾大学）の司会により、はじめに櫻庭涼子氏（神戸大学）、続いて高山憲之氏（一橋大学）が報告を行った。

1

櫻庭氏の報告について、コメンテーターの太田聰一氏（名古屋大学）は、高齢層の労働意欲が非常に強い日本では若年層と高年層の代替問題があるのではないかと懸念等、総じて優れた問題提起であったと述べ、次のような質問を寄せた。①定年制は合理的なものであり差別には当たらないというが、合理的であることと差別の該当性は別の問題ではないか。②高年齢者雇用安定法の改正にあたって、日本では若年との代替問題はどのくらい検討されたのか。③高齢者に対する助成金を手厚くすることは、若年採用の減少に結びつきかねないのではないかと。

これらの質問に対して、櫻庭氏は次のように回答した。①論文では労基法3条と憲法14条1項を挙げたが、どちらも不合理な差別を禁止する規定であり、合理的かどうかは鍵となる。②高年齢者雇用安定法改正の際には様々なことが検討されたが、より詳しい方に補足をお願いしたい。③雇用保険の財政状況が今後一層厳しくなることが予測されるなかで、お金を使って、若年層のキャリア形成の機会を押し延ばしてまで高齢者の雇用を促進することについては疑問を感じるが、今後十分に検討していきたい。

2

座長の樋口氏の要請に応じて、諏訪康雄氏（法政大学）は、高年齢者雇用安定法の改正の際の議論について次のように補足した。①60歳から65歳までの部分は年金とどう接合するかが問題となった。定年制などで雇用を60歳までしか保証できないならば、年金も60歳から設計するのが国として本来の姿であると思うし、現にヨーロッパはそういう形で政策をつくっている。60歳から65歳の5年間は努力義務にすぎないし、積み残しの問題もある。しかし、問題がすべて解決されるのを待っていてはいつまでも法改正はできない。②高齢者がたくさんいる産業と若者を採用する産業とが一致するわけではない。ヨーロッパでも早期年

金制度で退職年齢を前倒ししても若年者の雇用が伸びたわけではなかった。こうした議論が審議会の場でもなされた。

3

高山氏の報告について、コメンテーターの太田聰一氏（名古屋大学）は、過去の拠出部分と将来の拠出部分を分けて考えることの重要性を理解させる報告であり、年金制度に対する信頼回復の方法や過去の拠出の債務超過の対応策等、具体的な制度改革の提案をしていたと述べ、次のような質問を寄せた。①公的年金、特に基礎年金は最低生活水準を保障する意図があると思われるが、その給付水準を以前の所得に比例させることはどのくらい重要なのか。②保証年金をつけて最低部分を保障する場合、捕捉率が高い給与所得者の反発が強いのではないかと。③所得比例型国民年金の保険料率はどう定めたらいいのか。

太田氏の質問に対して、高山氏は次のように回答した。①定額保険の逆進性をめぐる問題を解決できないまま40年以上が経った。しかし、半額免除、続いて4分の1免除、4分の3免除の導入で、事実上所得比例の保険料に近い体制へ移行する過程に今はある。②税務効率上、自営業については所得が高いところは税務署が懸命に所得を把握しようとするが、所得の低いところはいい加減になりやすい。そこで不公平の問題が生じるとしたら、定額の年金を暫定的に残すしか対応のしかたはないと思う。③制度移行に残された時間によるが、仮に直ちにみなし掛金建ての制度に進むとしたら、納めたものがみなし運用利息つきで、年をとったらず返ってくる構造だけ約束すればいいのではないだろうか。負担の一元化は中長期の課題だと思う。

司会の樋口氏は、年金の支給開始年齢の引き上げの次に労働政策が決まっていくという議論の仕方を、年金研究者としてどう見ると尋ねた。高山氏は、高齢者の雇用、若年者の雇用、年金による老後生活の保障の中で一番重要なのは若年者の雇用だと思っているので、政策の優先順位は変えたほうが良いと個人的には思うが、考え方の違いはあってもいいと回答した。

4

続いて、フロアからの質問が受け付けられた。八代

尚宏氏（日本経済研究センター）は、官の制度である年金の支給開始年齢と民の制度である定年とが一致しなければならない理由について、説明を求めた。櫻庭氏は年金の支給開始年齢と定年とが一時期接続していた以上、老後の生活保障は年金でできるという期待が社会にはあるし、企業年金・退職金・個人の貯蓄が不十分な人もいと述べた。諏訪氏は、年金は老齢により労働能力・雇用が失われた場合に支払うものとして設計されており、八代氏が言うようにしている国は先進国にはないと思われる。また、マクロバランスの観点からして、雇用と年金を別々にやる理由が説明されなければならないだろうし、憲法25条（生存権）、同27条（勤労権）からの要請としても、両者が接合しているのが自然だろうと答えた。

八代氏は、欧米よりも寿命が長く、高齢者の労働意欲が高い日本は、やはり独自に考える必要がある。貯蓄が不十分な人や低所得者層のために定年年齢と年金支給開始年齢との間にギャップがあってはならないというのであれば、これは現実と違うと認識しているし、その認識に立つとしても、それは社会保障の問題であると思うと述べた。諏訪氏は欧米と同じにしなければならないと言うつもりはない。しかし、60歳以降の再雇用も募集・採用をめぐる年齢差別禁止も難しいし、年金のほうから歩み寄ってくれる余地もない。雇用の側から何らかの対応をするしかない。選択肢はそうあるわけではないとの見解を示した。

神代和欣氏（横浜国立大学名誉教授）は、高山氏に次のような質問をした。①高山論文の図3（厚生年金のバランスシート）は、積み立て方式の場合に妥当するのではないか。②保証年金の財源をどのように用意するのか。③これまでの世代間の助け合いの一点張りとは異なり、今回の年金改正では世代間の公平にも腐心して案が考えられた。こういうなかで世代間の不公平感を煽り立てる議論をするべきではないのではないか。図2の右側で保険料が給付債務を超過すると示されているが、半分は使用者が負担している。保険料が戻ってこないという議論はマクロ的にはおかしいのではないか。これらの質問に対し高山氏は、次のように回答した。①公的年金の財政状態を記述するときには

フロー勘定とストック勘定を両方示すべきである。ストック勘定を示すのはバランスシートしかない。バランスシートは積み立て方式か賦課方式かは関係ない。アメリカ、スウェーデンを含め、賦課方式でバランスシートをつくっている国は結構ある。②保証年金の財源は国庫負担の一部、50兆円ほどをまわせばやりくりできると図に示した。③経済的な効果に関する限り、事業主負担の保険料は事実上ほとんど本人負担の保険料だと考えてよい。

権丈善一氏（慶應義塾大学）は、高山氏に次のような質問と意見を述べた。スウェーデンでは、将来32年間ぐらい払われるであろう保険料でもってバランスシートを公開している。日本がつくっているような100年先の、生まれてもいないような人たちの話を持ち出したりはしていない。みなし運用利回りとかみなし掛金建てで年金を考えるには、スウェーデン型のバランスシートを採らなければならないのではないかと。高山氏のバランスシート論には、過去拠出対応部分にかかわる債務超過450兆円が、実は債務超過ではなく賦課方式から積み立て方式に転換しようとする際必要となる二重の負担であることや、将来の拠出対応部分は資産と負債が対応しなくなるので、将来みなし運用利回り13.58%でやっていけるとは言えなくなるといった問題がある。高山氏のバランスシート論はオリジナリティは非常に高い。しかし、諸批判を論破するか、論破できないのであれば、公表を控えるべきではないか。ぜひ、批判を論破されたい。

これに対して、高山氏は次のように答えた。批判は歓迎するが、批判が出てきたらすぐに論破する必要があるかどうかは、研究者としての自分の持ち時間の範囲で、今何が重要かを考えて判断することである。批判に対する回答をこの場ですることが最重要だとは考えていない。新しいものは批判されるものであるが、誤解を解いていくには時間がかかる。いずれ反批判を展開するつもりである。

権丈氏は、指摘しているのは価値判断部分ではなく論理的な問題であり、これは研究者の間で詰めなければならない話だと付言した。

（平澤純子：労働政策研究・研修機構研究員）